

基金制度の創設とその後の状況

1. 基金制度の創設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の平成 9 年改正により、平成 10 年 6 月 17 日以降に発生した不法投棄事案や不適正処理事案を対象に、原因者等が原状回復等の措置を取らずにやむを得ず都道府県等が支障除去等を行う場合、廃棄物処理法第 13 条の 15 に基づき産業廃棄物適正処理推進センターに置かれた基金（以下「基金」という。）から支障除去等に必要な費用を支援する制度が創設された。（図 1 - 1）

基金制度の創設時に、支障除去等事業を実施する場合の負担割合について検討され、産業界と行政の負担割合を 1 : 1 とし、このうち行政の負担分を国と都道府県等が 1 : 1 とすることとなった。

この結果、産業界と国と都道府県等との負担割合は 2 : 1 : 1 となり、基金制度の創設以降平成 24 年度までは、産業界と国が基金を通じて事業費の 3 / 4 を都道府県等に支援してきた。（図 1 - 2）

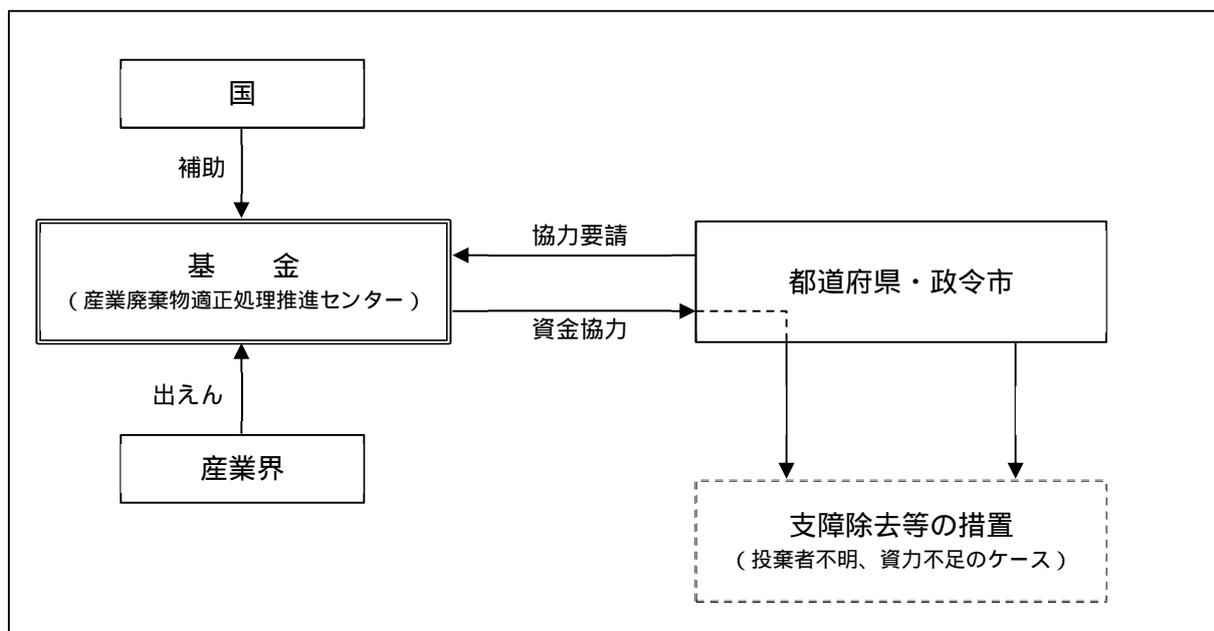


図 1 - 1 : 基金の支援スキーム

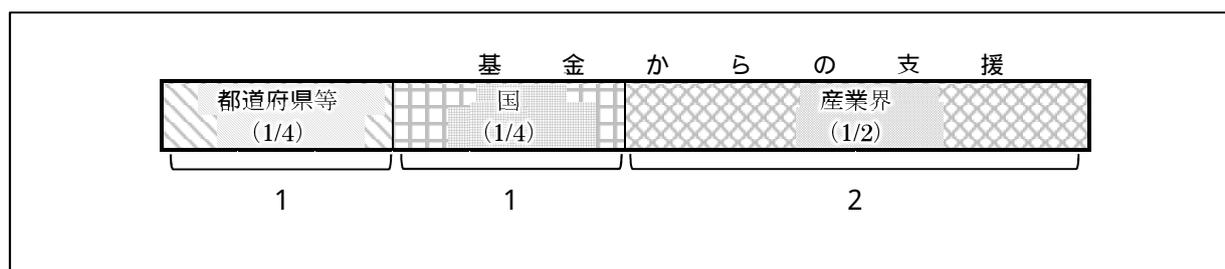


図 1 - 2 : 基金の負担割合

2. 「支障除去等に関する基金のあり方懇談会」における検討結果

(1) 第1回（平成20年3月）から第5回（平成21年9月）までの検討結果

平成20年3月から平成21年9月まで計5回開催され、「関係者の役割と適切な費用負担等のあり方について」が平成21年10月に取りまとめられた。

その概要は、以下のとおり。

（支援対象）

平成22年度以降の基金については、不法投棄量・件数の推移や都道府県等の支援要請の状況等を踏まえ、基金の今後の必要額の試算を行う。この試算された必要額を上限として、引き続き現行の支援スキームにより、代執行を行う都道府県等を支援することとし、排出事業者、収集・運搬業者、処理業者等の産業廃棄物の処理に関わるあらゆる業界又は事業者が社会貢献の観点から広く基金に出えんしていく。ただし、平成22年度以降新たに発覚する事案については、この基金の支援対象には含めない。

（基金の必要額）

基金の今後の必要額の試算は、事案毎の支障の状況等を精査して、平成22年度以降に積増しすることが必要と見積もられる金額を本懇談会で決定する。

平成22年度以降の毎年度の拠出額については、積増し必要額の総額を勘案した上で産業界と調整して決定し、積増し期間は平成24年度までの3年間とする。

必要額の試算の対象となった事案で、積増しされた総額の範囲内では支障除去等事業への支援ができなかったものがあつた場合には、平成22年度以降新たに発覚する事案等で支援が必要となった事案と併せて、今後改めて検討される新たな支援のスキームにより、可能な範囲で支援していく。

（行政対応）

基金等による支援については、法に違反する不法投棄等の行為者、関与者及び排出事業者全ての責任追及を徹底して行ったにもかかわらず、なお行政代執行せざるを得ない場合に行われるものである。今後、基金等に頼らざるを得ない事案が少なくなるよう、国及び都道府県等が一体となって不法投棄等の未然防止・拡大防止対策を徹底し、不法投棄等対策に万全を期す。

（今後の対応）

平成22年度以降新たに発覚する事案等については、基金の積増しが終了する年度までにその実態について整理し、これら新規発覚事案等に対する支援のあり方について、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下「産廃特措法」という。）の動向等も踏まえつつ改めて検討し、平成24年度末までの3年間で結論を得る。

(2) 第6回(平成21年12月)から第15回(平成25年1月)までの検討結果

平成21年12月から平成25年1月まで10回にわたり検討会が開催され、「支障除去等に関する基金のあり方懇談会報告書-当面の財政的な支援について-」が平成25年2月に取りまとめられた。

その概要は、以下のとおり。

(今後3年間の支援)

平成25年度以降の支援については、不法投棄及び不適正処理を根絶することは困難であり今後も支援が必要な事案が発生するという認識のもと、各種の負担等の方式について検討を行ったが、その根拠、実現可能性等から成案としてとりまとめられるものはなかった。

一方、本制度創設以降の累次の廃棄物処理法改正等による状況の変化を踏まえ、支障除去等事業の事業費についての産業界と国と都道府県等の負担割合を見直すこととし、平成25年度から平成27年度までの3年間についてはこれにより対応すべきとの結論に至った。

なお、平成28年度以降の支援のあり方については、基金制度の必要性、妥当性も含めた検討を可及的速やかに行い、平成27年度末までに見直しを実施することが必要である。()

[なお、第15回会合の議論終了後に、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長から次のような発言があった。]

- ・ 環境省としては、引き続き不法投棄等の撲滅を目指す、平成27年度までに撲滅することは困難な状況であり、支援は継続することが必要と考えている。
- ・ 平成28年度以降の支援については、これまでのやり方にとらわれず、平成27年度までの状況を踏まえながら、基金制度の必要性、妥当性も含めた見直しを実施する。
- ・ これまでは、いくつかの特定の団体に事実上のとりまとめをお願いして産業界から基金に出えんしていただき、その出えんを前提に、国、都道府県等が支障除去等事業の費用を負担してきたが、こうした方式あるいはその延長線上での基金の造成は平成28年度以降は難しい。したがって、見直しにあたっては新たな方式を検討する。

(支援の仕組)

平成25年度から平成27年度までは、翌年度に見込まれる支援に必要な額の基金の確保が望まれることから、平成24年度末の基金残高に加え、単年度毎に新たに資金を確保する。

また、前年度中に支障等の発生が予想されなかったものの当該年度になって支障等が発生し緊急に支障除去等を行わなければならない事案や、予想以上に多額の支援が必要な事案については、その時点における基金の残高を活用し支援に充てる。

(支援の対象)

支援を行う際には、都道府県等による行為者や排出事業者等に対する指導や責任追及等の状況、再発防止措置等について、緊急性も含めた支障等の状況や工法等と併せ、学識経験者や産業界、自治体関係の委員により構成される適正処理推進センター運営協議会において、十分な精査を行う。

その上で、行政対応に次のような大きな問題があることが確認された場合、支援の対象としない。

- ・不法投棄等の事実を把握しながら行政措置が極めて不十分であった事案
- ・支障等があるにもかかわらず行為者に対して強制力を持たない行政指導を継続することによって、状況に改善が見られないまま措置命令の発出までに多くの時間を費やしたような事案
- ・措置命令を発出したにもかかわらず行為者による撤去の口約束を安易に受け入れて事態の改善に向けた対応をしないまま何年も時間を費やしているような事案

(支障除去等の費用)

都道府県等の詳細な調査や働きかけの努力もあって、排出事業者等は措置命令を受けない場合においても、都道府県等の求めに応じて自主撤去や費用負担(以下「自主撤去等」という。)を行うことが増えてきたことから、平成 25 年度以降については、その自主撤去等の費用を含めた支障除去等事業に必要な費用全体を「支障除去等のための費用」ととらえて自主撤去等の費用を民間負担分に含めて算定し、支障除去等のための費用についての民間と国と都道府県等との負担割合を 2 : 1 : 1 とする。

近年の状況をみると、自主撤去等の費用は平均すると支障除去等のための費用の約 1/6 を占めているため、自主撤去等による費用負担の割合を 1/6 とみなす。これを産業界の出えんと合わせて民間の負担とみなすと、産業界と国と都道府県等の支障除去等事業の事業費の負担割合は 4 : 3 : 3 となることから、平成 25 年度から平成 27 年度については、支障除去等事業の事業費についての産業界と国と都道府県等の割合が 4 : 3 : 3 とする。

3. これまでの支障除去等事業に対する支援の状況

基金による支障除去等事業に対する支援については、平成 11 年度から平成 25 年度までの 15 年間に延べ 91 件に対して実施され、支援額の総額は、約 42 億 1 千 8 百万円に上っている。

また、平成 27 年度までの所要額を調査したところ、現状においては基金残高で賅うことができる見込みであったため（ ）、平成 27 年度における支援に関しては、平成 25 年 2 月に取りまとめられた「支障除去等に関する基金のあり方懇談会報告書」を踏まえ、以下の通りとすることで、関係者のご理解をお願いすることとした。

平成 27 年度中に支援が必要な事案が新たに発覚した場合等、基金残高では不足が生じるような不測の事態となった場合は、改めて協議の上、追加の出えんにご協力いただきたいこと。

平成 28 年度以降の支援のあり方については、改めて関係者を集めた検討の場を設け、議論することとしているため、その際は参画方ご協力いただきたいこと。

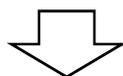
上記 及び を前提として、平成 26 年度の出えん依頼は行わないこと。

平成 26～27 年度に支援が必要な額の試算

(単位：百万円)

	件数	事業費	支援見込額
平成 26 年度への繰越支援事業 (平成 24～25 年度より)	1	11.3	8.5
平成 26 年度新規支援事業	3	174	122
平成 27 年度新規支援予定事業	4	1,571	1,100
平成 26～27 年度の支援予定事業計	8	1,756	1,230

平成 27 年度新規支援予定事業の事業費は環境省による試算額。



(単位：百万円)

平成 25 年度末支援可能残高 (A)	1,228
平成 26～27 年度の支援見込額 (B)	1,230
平成 27 年度支援予定事業支援後の 見込残高 (C = A - B)	2

(B) については環境省による試算額。